

平成 27 年 5 月 14 日

各位

会 社 名 日本空調サービス株式会社 代表 者名 代表取締役社長 橋本 東海男 (コード番号 4658 東証第一部・名証第一部) 問合せ先 取締役執行役員総務部長 草野 幸士 (TEL. 052-773-2513)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第52回定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり定款を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 現行第1条(商号)の英文社名の変更

当社グループにおける今後の海外ブランド力強化施策の一環として、海外子会社に英文社名の頭文字から"NACS"と冠した社名で展開することを狙いとして変更するものであります。

(2) 責任限定契約の締結可能範囲の拡大

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 30 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

	(一体は交叉的力を介しよう。)
現行定款	変更案
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
2. 当会社の英文社名は、Nippon Air	2. 当会社の英文社名は、Nippon Air
<u>c</u> onditioning Services Co.,	Conditioning Services Co.,
Ltd.と称する。	Ltd.と称する。
第2条~第29条 (条文省略)	第2条〜第29条 (現行どおり)



(取締役の責任免除)

第 30 条 (条文省略)

2. 当会社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 31 条~第 39 条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

第 40 条 (条文省略)

2. 当会社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 41 条~第 47 条 (条文省略)

(取締役の責任免除)

第30条 (現行どおり)

2. 当会社は取締役(業務執行取締役 等であるものを除く。)との間で、 会社法第 423 条第1項の賠償責任 について法令に定める要件に該当 する場合には賠償責任を限定する 契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、金 500 万円以上であ らかじめ定めた額と法令の定める 最低責任限度額とのいずれか高い 額とする。

第31条~第39条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第40条 (現行どおり)

2. 当会社は<u>監査役</u>との間で、会社法 第 423 条第1項の賠償責任につい て法令に定める要件に該当する場 合には賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額 は、金 500 万円以上であらかじめ 定めた額と法令の定める最低責任 限度額とのいずれか高い額とす る。

第 41 条~第 47 条 (現行どおり)

3. 日程

定時株主総会開催日平成 27 年 6 月 24 日 (予定)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 24 日 (予定)